

## &lt;資料&gt;

## 自立活動の意義と考え方

— 特別支援学校の新しい学習指導要領の告示に向けて —

木船 憲幸\*

学習指導要領の改訂が行われているこの平成20年12月に、「盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領（平成11年3月告示）」等の資料に基づいて現在の自立活動の考え方を整理してみた。その整理の過程で取り上げた自立活動と個別の指導計画作成のポイントは、①長期的観点からの目標設定—これは「一生涯を通じた支援」に通じる重要なポイントである—、②調和的・全人的発達を重視するというポイント等々のたくさんのポイントを挙げる事ができた。これらのポイントは、新しい学習指導要領への転換が行われた後でも重要なポイントとして押さえておくべきものであると考えている。

キーワード：自立活動、個別の指導計画、長期的観点からの目標設定、一貫した支援、調和的発達

## はじめに

平成20年1月17日の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」に基づいて、幼稚園・小学校・中学校の新しい学習指導要領の内容が既に公表されている。特別支援学校の新しい学習指導要領については、平成20年12月の時点では未だ公表されていない。本論では、特別支援学校の新しい学習指導要領の改訂とそれに基づく特別支援教育の一層の内容的充実へ寄与するという意味で、現行の学習指導要領における自立活動と個別の指導計画の作成の基本的考え方やポイントを整理することを目的としている。

## I. 特別支援学校の目的と教育課程と自立活動

学校教育法第72条では、特別支援学校の目的として2つを挙げている。第1はいわゆる「準ずる教育」であり、第2は「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」である。自立活動はこの第2の目的に対応する教育内容と方法である（Table 1）。

準ずる教育とは、幼稚園・小学校・中学校・高等学校の学習指導要領に基づく教育に準ずる教育のための教育課程である。各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間に該当する。平成21年度から幼稚園、小学

Table 1 特別支援学校の目的—学校教育法（平成20年4月1日施行）第72条

<p>特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、<u>障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける</u>ことを目的とする。</p>
---

校、中学校、高等学校の学習指導要領が改訂される。

自立活動とは、学校教育法第72条の後段部分である「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」に対応するものである。自立活動は、特別支援学校において特に設けられた領域である。学習指導要領解説—自立活動編—では、自立活動は障害のある幼児児童生徒の教育に当たっては、教育課程上重要な位置を占めていると述べられている（p. 5）。平成21年度からの新しい特別支援学校学習指導要領では、自立活動についても大幅な改訂が行われる。

特別支援学校の教育課程は、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間と自立活動から編成される。ただし、平成21年度から幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領が改訂される。「幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教育課程に準ずる教育」の部分については変更があることに留意することが必要である。

\* 広島大学大学院教育学研究科特別支援教育学講座

## II. 自立活動とは

自立活動とは、学校教育法第72条後段部分に対応する教育であり、「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」ことを目的としている。既に述べたとおり、自立活動は、特別支援学校において特に設けられた領域であり、自立活動は障害のある幼児児童生徒の教育に当たっては、教育課程上重要な位置を占めている（学習指導要領解説－自立活動編－p.5）。

自立活動の目標については「盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領（平成11年3月告示）」において、以下のように述べられている。「個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培う。」

自立活動の目標を達成するために、「盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領，平成11年3月告示」では5つの内容（Table 2）と22の項目を挙げている。

Table 2 自立活動の5つの内容

- |   |           |
|---|-----------|
| 1 | 健康の保持     |
| 2 | 心理的な安定    |
| 3 | 環境の把握     |
| 4 | 身体の動き     |
| 5 | コミュニケーション |

平成21年4月から新しい学習指導要領による教育が開始される。「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申），平成20年1月17日」によれば，新しい特別支援学校学習指導要領では，自立活動についても大きな改定が行われる予定である（Table 3, 4を参照）。

## III. 学校教育法及び学習指導要領で言う「障害による生活上の困難と学習上の困難」とは一体不自由を例として－

学校教育法第72条では，特別支援学校の目的の1つとして「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること」を挙げている。また，盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領（平成11年3月告示）では，自立活動の目標を「個々の児童又は生徒が自立を目指し，障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識，技

Table 3 特別支援学校の新しい学習指導要領における自立活動の改定内容

- |   |
|---|
| <p>○自立活動の内容は，5区分（健康の保持，心理的な安定，環境の把握，身体の動き，コミュニケーション）の下に22項目が示されているが，社会の変化や子どもの障害の重度・重複化，自閉症，LD（学習障害），ADHD（注意欠陥多動性障害）等も含む多様な障害に応じた適切な指導を一層充実させるため，他者とのかわり，他者の意図や感情の理解，自己理解と行動の調整，集団への参加，感覚や認知の特性への対応などに関する内容を項目に盛り込む。</p> <p>○現行の5区分に加え，新たな区分として「人間関係の形成」を設け，それぞれの区分と項目の関連を整理する。</p> |
|---|

「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）より」

Table 4 平成21年度改訂特別支援学校学習指導要領における自立活動の6つの内容

- |   |           |
|---|-----------|
| 1 | 健康の保持     |
| 2 | 心理的な安定    |
| 3 | 環境の把握     |
| 4 | 身体の動き     |
| 5 | コミュニケーション |
| 6 | 人間関係の形成   |

能，態度及び習慣を養い，もって心身の調和的発達の基盤を培う。」と述べている。この2つでは「障害による困難」，「障害に基づく困難」と具体的表現は異なるが意味としては共通していると考えて良い。では，学校教育法第72条で言う「障害による学習上又は生活上の困難」をどの様に捉えればよいのであろうか。ここでは，肢体不自由を例として考えてみる。

考察にあたっては，最初に肢体不自由の定義について述べておく必要がある。肢体とは，四肢と体幹を意味している。四肢とは上肢（手と腕）と下肢（脚と足）であり，体幹とは簡単に言うと胴体を意味している。このことから，肢体不自由とは，四肢と体幹の姿勢運動の障害と考えることができる。文部科学省初等中等教育局特別支援教育課就学指導資料（平成14年5月）では，肢体不自由を「医学的には，発生原因のいかんを問わず，四肢体幹に永続的な障害があるものを，肢体不自由という。」と定義している。

では，肢体不自由による学習上又は生活上の困難とは具体的にどの様なものがあるだろうか。筆者の経験に基づいて，肢体不自由による学習上又は生活上の困難の例をTable 5にまとめた。この様な困難に対応する教育が自立活動であると考えられる。

Table 5 肢体不自由による学習上又は生活上の困難の例

運動に関する困難
<p>1. 学習関係の困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習に必要な上肢操作</li> <li>・見つめる—注視・追視等の眼球運動 —注視・追視等に必要の頭の回旋</li> <li>・発声・発語のための運動等々</li> </ul> <p>2. コミュニケーションの困難（人間関係・心理的な安定・環境の把握の困難にも関係する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発声・発語</li> <li>・相手を見つめる（眼球運動）</li> <li>・相手の方へ向く（姿勢変換）</li> <li>・ジェスチャーのための運動等々</li> </ul> <p>3. 環境の把握の困難（人間関係・心理的な安定の困難にも関係する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見つめる（眼球運動、頭の回旋等）</li> <li>・音源へ向く（同上）</li> <li>・触る・操作して確かめる等々</li> </ul> <p>4. 健康の保持の困難（心理的な安定・人間関係・環境の把握の困難にも関係する）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・摂食のための運動</li> <li>・嚥下のための運動</li> <li>・呼吸のための運動</li> <li>・危険なものを回避する運動等々</li> </ul> <p>5. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動運動の困難—這う、四つ這い、歩行等</li> <li>・操作運動の困難—持つ、書く、触る等</li> <li>・粗大運動の困難と微細運動の困難</li> </ul>
姿勢に関する困難
<p>1. 学習関係の困難</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習に必要な姿勢保持</li> <li>・姿勢変換の困難 (姿勢変換は運動でもある)</li> </ul>

#### IV. 自立活動と個別の指導計画

盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領（平成11年3月告示）では、自立活動においては個別の指導計画を作成するものとされている（Table 6）。

Table 6 自立活動と指導計画の作成

<p>第5章 自立活動</p> <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 自立活動の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達段階等の的確な把握に基づき、指導の目標及び指導内容を明確にし、<u>個別の指導計画を作成するものとする。</u></p> <p>「盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領（平成11年3月告示）より」</p>
---

#### V. 自立活動に関する個別の指導計画の作成の留意点

盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領（平成11年3月告示）及び学習指導要領解説—自立活動編の2つから、自立活動及び個別の指導計画の留意点を Table 7と Table 8に挙げた。

Table 7 自立活動の目標

<p>第5章 自立活動</p> <p>第1 目標</p> <p>個々の児童又は生徒が自立を目指し、障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の<u>調和的発達</u>の基盤を培う。</p> <p>「盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領（平成11年3月告示）より」</p>
--

Table 8 自立活動の留意点

自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、そのために必要な基本的な指導内容を個々の子どもの実態に応じて適切に設定する必要がある。この場合、取り上げた指導内容を相互に関連付けて総合的に取り扱い、しかも段階的、系統的な指導が展開できるように配慮することが、全人的な発達を促す上からも必要。

「学習指導要領解説－自立活動編 p. 21より」

## VI. 自立活動に関する個別の指導計画の作成の手順と留意事項のポイントのまとめ

### －長期的・段階的・系統的・全体的観点の重要性－

自立活動及び個別の指導計画の留意点については、既に Table 7と Table 8に挙げている。これらの留意点を「自立活動と個別の指導計画のポイント一覧」として Table 9にまとめた。

## VII. 自立活動における個別の指導計画作成のプロセス

福岡市発達教育センター平成13年度研究報告書、「生きる力をはぐくむ個別の指導計画の研究－自立活動における個別の指導計画の作成に向けて－」では、自立活動における個別の指導計画作成のプロセスについて Table 10のようにまとめている。

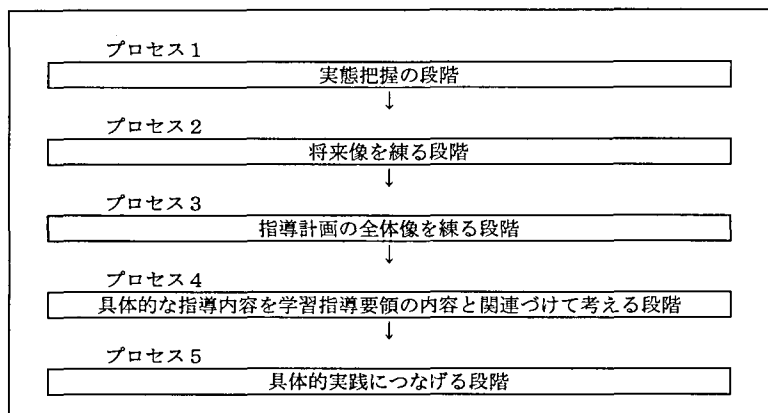
Table 10では、プロセス2の将来像を練る段階に注目する必要がある。将来像を練るということは、Table 9で取り上げた長期的観点に立った目標の設定と相通じる留意事項である。将来像（長期的目標）を練り、将来像（長期的目標）からトップダウンして、将来像（長期的目標）を達成するために必要な短期的目標を段階的系統的に設定していくことが大事である。

次に、プロセス3「指導計画の全体像を練る段階」について私見を述べる。第1に、時間的全体像（長期目標と短期目標）という観点がここでも重要になる。このことについては、プロセス2と重複する内容であるが、時間的展望について再度確認することが大事で

Table 9 自立活動と個別の指導計画のポイント一覧

a) 実態を的確に把握すること 障害の状態や発達段階等の的確な把握	「学習指導要領解説－自立活動編 p. 44」
b) 指導の目標を明確に設定すること ○自立活動のねらいは何か－調和的発達の基盤を培う（全人的発達）	「学習指導要領第5章1」 「学習指導要領解説－自立活動編 p. 21」
○目標設定の留意事項－長期的目標と短期的目標	
・ 幼稚部・小学部・中学部・高等部の各部の在籍期間、学年などの長期的観点に立った目標	
・ 当面の短期的観点に立った目標	「学習指導要領解説－自立活動編 p. 45, 46, 47」
○目標達成に必要な留意事項－必要な指導内容を段階的・系統的に取り上げる	「学習指導要領解説－自立活動編 p. 45, 46, 47」
c) 学習指導要領第5章第2の5つ内容の中から必要な項目を選定する	「学習指導要領第5章第3の1」 「学習指導要領解説－自立活動編 p. 41, 42, 43」
d) 選定した項目を相互に関連づけて具体的な指導内容を設定する	「学習指導要領第5章第3の1」 「学習指導要領解説－自立活動編 p. 41, 42, 43」
注. 5つの内容は、指導を行う際の指導内容のまとまりを意味しているわけではない	「学習指導要領解説－自立活動編 p. 41, 42, 43」

Table 10 自立活動と個別の指導計画の作成プロセス



福岡市発達教育センター 平成13年度研究報告書、「生きる力をはぐくむ個別の指導計画の研究－自立活動における個別の指導計画の作成に向けて－」より引用

ある。第2に発達と学習に関する全体像という観点が大変である。発達と学習に関する全体像とは、学習指導要領の第5章自立活動第1目標において述べられている「調和的発達」というキーワードで説明できる。調和的発達とは、学習指導要領解説自立活動編では「全人的発達」という言葉でもって説明が行われている。この調和的発達のための計画の全体像を練ることが大事である。

プロセス4「具体的な指導内容を学習指導要領の内容と関連づけて考える段階」では、学習指導要領解説自立活動編で述べられている「選定した内容・項目を相互に関連づける」という作業が必要となる。

## Ⅷ. 自立活動と個別の指導計画作成における長期的観点からの目標設定の重要性とその背景について

自立活動と個別の指導計画作成においては、長期的観点からの目標設定が特に重要である。このことについては、上記の「6. 自立活動に関する個別の指導計画の作成の手順と留意事項のポイントのまとめ－長期的・段階的・系統的・全体的観点の重要性－」及び「7. 自立活動における個別の指導計画作成のプロセス」で既に強調している。

ここでは長期的観点からの目標設定等の重要性について、我が国における障害者施策全般と特別支援教育の施策等の広い背景から再度論じる。

我が国の障害者施策の大本となる法律は障害者基本法である。障害者基本法（最終改正年月日：平成16年6月4日）第9条では、政府は障害者のための施策に

関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならないと定めている。

この障害者基本計画の「教育・育成」の内容の中に、一貫した相談支援体制の整備がうたわれている（Table 11）。この「一貫した相談支援体制の整備」という文言の「一貫した」という言葉に注目しなければならない。この「一貫した支援」を行うためには、自立活動と個別の指導計画作成における「長期的観点からの目標設定等」が是非とも必要である。この様な考え方に基づいて、以下では障害者施策と特別支援教育施策に関する資料を取り上げていく。

Table 11 障害者基本計画（平成14年）における一貫した相談・支援体制の整備

(2) 施策の基本的方向 ○一貫した相談支援体制の整備 ・障害のある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担の下に、一人一人のニーズに対応して適切な支援を行う計画（個別の支援計画）を策定して効果的な支援 ・乳幼児期における家庭の役割の重要性を踏まえた早期対応、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援の必要性
--

障害者基本計画は平成14年からの10年間の計画である。その10年を前半の5年と後半の5年に分けて重点施策5か年計画が作成されている。平成19年12月25日に障害者施策推進本部が決定した重点施策実施5か年計画においては、「障害者のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと。」が述べられている（Table 12）。

Table 12 重点施策実施5か年計画（平成19年12月25日）  
に見る一貫した支援の重要性

本計画においては、現行「重点施策実施5か年計画」期間において行われた法制度の改正の施行状況等を踏まえ、自立と共生の理念の下に、共生社会の実現に真に寄与するようにするため、以下に重点を置き、施策展開を図ることとするものである。

☆地域での自立生活を基本に、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害等の障害の特性に応じ、障害者のライフサイクルの全段階を通じた切れ目のない総合的な利用者本位の支援を行うこと。

#### I 重点的に実施する施策及びその達成目標

##### 4 教育・育成

###### ○基本方針

発達障害を含む障害のある子ども一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関等の連携によりすべての学校における特別支援教育の体制整備を進めるとともに、特別支援教育に携わる教員の専門性の向上等により、特別支援教育の更なる充実を推進する。

###### ①一貫した相談支援体制の整備

###### ○個別の支援計画の策定・活用の推進

教育、福祉、医療、保健、労働関係機関等が緊密な連携の下、一人一人のニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、学校において、個別の教育支援計画の位置付けの明確化、その策定・活用の推進を図る。

特別支援教育に関する法令や通知でも一貫した支援の重要性は繰り返し強調されている。例えば、文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進」抜粋（19文科初第125号、平成19年4月1日）「特別支援教育の理念」や「特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組」といった項目の中で述べられている（Table 13）。

## IX. 自立活動に関する特別支援学校の新しい学習指導要領改訂の動向

### 一幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）より一

平成20年1月17日の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）」では、特別支援学校の学指導要領の改定方針について詳細に述べている。ここではその中から、自立活動と個別の指導計画及び個別の教育支援計

Table 13 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進」（19文科初第125号、平成19年4月1日）の抜粋

#### 1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

#### 3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組 (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用

特別支援学校においては、長期的な視点に立ち、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため、医療、福祉、労働等の様々な側面からの取組を含めた「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を進めること。

また、小・中学校等においても、必要に応じて、「個別の教育支援計画」を策定するなど、関係機関と連携を図った効果的な支援を進めること。

画の関連内容を Table 14 に示した。Table 14 から、特別支援教育における自立活動と個別の指導計画の重要性、さらには一貫した支援のための個別の教育支援計画の重要性が伺える。

## X. おわりに

学習指導要領の改訂が行われるこの時期に、「盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領（平成11年3月告示）」等の資料に基づいて現在の自立活動の考え方を整理してみた。その整理の過程で取り上げた自立活動と個別の指導計画作成のポイントは、①長期的観点からの目標設定—これは「一生涯を通じた支援」に通じる重要なポイントである—、②調和的・全人的発達を重視するというポイント等々のたくさんのポイントを挙げる事ができた。これらのポイントは、新しい学習指導要領への転換が行われた後でも重要なポイント

Table 14 自立活動等に関する特別支援学校の  
新しい学習指導要領改訂

b) 自立活動について

- 自立活動の内容は、5区分（健康の保持、心理的な安定、環境の把握、身体の動き、コミュニケーション）の下に22項目が示されているが、社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、自閉症、LD（学習障害）\*1、ADHD（注意欠陥多動性障害）\*2等も含む多様な障害に応じた適切な指導を一層充実させるため、他者とのかわり、他者の意図や感情の理解、自己理解と行動の調整、集団への参加、感覚や認知の特性への対応などに関する内容を項目に盛り込む。
- 現行の5区分に加え、新たな区分として「人間関係の形成」を設け、それぞれの区分と項目の関連を整理する。
- 自立活動の指導に当たっては、実践を踏まえた評価を行い、指導の改善に生かすことを明確にするとともに、指導計画の作成の手順がより理解されやすい示し方とする。
- 子どもの主体的な活動を一層進めるとともに、子どもが活動しやすいよう、自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人の支援を求めたりするような指導についても配慮することを明確にする。

g) 個別の指導計画について

- 現在、自立活動及び重複障害者の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することとしているが、個々の子どもの多様な実態に応じた適切な指導を一層進めるため、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成することを明確にする。

h) 個別の教育支援計画について

- 現在、家庭、児童福祉施設、医療機関等との連携を密にし、指導の効果を上げるよう努めることとしており、これを更に進め、家庭や、福祉、医療、保健、労働関係機関等との緊密な連携を図り、一人一人のニーズに応じた適切な支援を行うための個別の教育支援計画の策定やその活用を図ることを明確にする。

文献・資料

- 福岡市発達教育センター（2002）平成13年度研究報告書「生きる力をはぐくむ個別の指導計画の研究－自立活動における個別の指導計画の作成に向けて－」。
- 学校教育法（2007）。
- 文部科学省（2007）初等中等教育局長通知「特別支援教育の推進」。19文科初第125号。
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 就学指導資料（2002）。
- 文部科学省（1999）盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領。
- 文部科学省（2000）盲学校・聾学校・養護学校学習指導要領解説－自立活動編。
- 文部科学省（2008）幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について（答申）。
- 重点施策5か年計画（2007）。
- 障害者基本計画（2002）。
- 障害者基本法（2004）。

として押さえておくべきものであると考えている。